

(定年引上げ関連) 退職手当制度の見直しについて

〈退職制度〉

1. 応募認定退職制度の導入

定年引上げに伴い、年齢別構成の適正化を図る観点から、「応募認定退職制度」を導入する。

(1) 対象者

定年引上げ完成後の定年前 20 年以内かつ、従来定年に達するまでの職員  
(従来定年が 60 歳の場合は 45 歳以上 60 歳未満の職員)

※ただし、人材確保の必要性や公務能率維持等の観点から、対象職種等を限定して実施する場合がある。

(2) 実施スキーム

原則年 1 回、3 月末退職に限り募集。別途必要に応じて募集を行う場合もある。

- ① 早期退職希望者の募集・応募 (対象職員に対し募集要項を周知)
- ② 任命権者による認定
- ③ 本人へ認定結果を通知
- ④ 本人より退職願を提出のうえ、退職すべき期日に退職

(3) 応募認定退職による退職手当

当該退職制度による退職手当の基本額については、定年退職者と同等の支給率 (神戸市職員退職手当金条例第 9 条の支給率) を適用するとともに、条件を満たした場合は「2. 定年前早期退職特例措置」を適用する。

〈退職手当制度〉

2. 定年前早期退職特例措置の導入

応募認定退職と合わせて、定年前早期退職者に対するインセンティブとして、退職手当の基本額に係る特例措置 (割増) を導入する。

(1) 適用条件

以下の条件をすべて満たす者に適用する。

- ① 次のいずれかの退職事由により、退職するもの
  - ・ 整理退職
  - ・ 公務上死亡・傷病退職
  - ・ 通勤災害による死亡・傷病退職
  - ・ 応募認定退職
- ② 従来定年から 15 年を減じた年齢以上の職員  
(従来定年が 60 歳の場合は 45 歳以上の職員)
- ③ 定年に達する日から 6 月前までに退職する職員
- ④ 勤続年数 20 年以上の職員

## (2) 割増率

退職日時点の給料月額及び当該給料月額に、その者の当該退職日時点における年齢に応じ、下表割増率を乗じて得た額を合計額として、退職手当の基本額を算定する。

(従来定年が60歳の職員の場合)

年齢	45歳～59歳	60歳～64歳(※)
割増率	60歳までの年数1年につき3%割増(最大45%)	一律2%

※ ピーク時特例を適用した場合であっても、退職日時点における年齢に応じた割増率を合わせて適用する。

## 3. 退職手当の支給率及び退職事由の見直し

### (1) 定年退職者等の支給率の見直し

定年退職者等に適用される支給率(神戸市職員退職手当金条例第9条の支給率)について、国を上回る支給率を、国と同様の支給率へと見直す。

支給率:別紙1「退職手当の基本額における支給率改正(案)」のとおり

### (2) 退職事由の見直し

応募認定退職及び従来定年に達した日以後の退職等を新設するとともに、これに伴い、高齢退職等を廃止する。

退職事由:別紙2「退職手当の基本額における退職事由の整理(案)」のとおり

## 4. 退職手当における勤続期間の計算に係る取扱いの見直し

支給率の見直しに合わせて、1年未満の勤続期間の取扱いについて、下記のとおり見直す。

(現行)

3月未満	切捨て
3月以上9月未満	0.5年
9月以上	1年

(見直し後)

6月未満	切捨て
6月以上	1年

## 5. 実施時期

令和5年4月1日

別紙1「退職手当の基本額における支給率改正(案)」

【定年退職等】

勤続期間	現行	改正後	差
0.5	0.4185		
1.0	0.837	0.837	0
1.5	1.2555		
2.0	1.674	1.674	0
2.5	2.0925		
3.0	2.511	2.511	0
3.5	2.9295		
4.0	3.348	3.348	0
4.5	3.7665		
5.0	4.185	4.185	0
5.5	4.6035		
6.0	5.022	5.022	0
6.5	5.4405		
7.0	5.859	5.859	0
7.5	6.2775		
8.0	6.696	6.696	0
8.5	7.1145		
9.0	7.533	7.533	0
9.5	7.9515		
10.0	8.37	8.37	0
10.5	11.0379375		
11.0	11.613375	11.613375	0
11.5	12.1888125		
12.0	12.76425	12.76425	0
12.5	13.3396875		
13.0	13.915125	13.915125	0
13.5	14.4905625		
14.0	15.066	15.066	0
14.5	15.6414375		
15.0	16.216875	16.216875	0
15.5	17.053875		
16.0	17.890875	17.890875	0
16.5	18.727875		
17.0	19.564875	19.564875	0
17.5	20.401875		
18.0	21.238875	21.238875	0
18.5	22.075875		
19.0	22.912875	22.912875	0
19.5	23.749875		
20.0	24.586875	24.586875	0

勤続期間	現行	改正後	差
20.5	28.83465		
21.0	29.6298	26.260875	-3.368925
21.5	30.42495		
22.0	31.2201	27.934875	-3.285225
22.5	32.01525		
23.0	32.8104	29.608875	-3.201525
23.5	33.60555		
24.0	34.4007	31.282875	-3.117825
24.5	35.19585		
25.0	35.991	33.27075	-2.72025
25.5	36.786225		
26.0	37.58145	34.77735	-2.7621
26.5	38.376675		
27.0	39.1719	36.28395	-2.80395
27.5	39.967125		
28.0	40.76235	37.79055	-2.8458
28.5	41.557575		
29.0	42.3528	39.29715	-2.88765
29.5	43.148025		
30.0	43.94325	40.80375	-2.9295
30.5	44.738475		
31.0	45.5337	42.31035	-2.3436
31.5	46.328925		
32.0	47.12415	43.81695	-1.7577
32.5	47.919375		
33.0	48.7146	45.32355	-1.0881
33.5	49.509825		
34.0	50.30505	46.83015	-0.4185
34.5	51.100275		
35.0~	47.709	47.709	0

別紙1「退職手当の基本額における支給率改正(案)」

【自己都合退職】

勤続期間	現行	改正後	差
0.5	0.2511		
1.0	0.5022	0.5022	0
1.5	0.7533		
2.0	1.0044	1.0044	0
2.5	1.2555		
3.0	1.5066	1.5066	0
3.5	1.7577		
4.0	2.0088	2.0088	0
4.5	2.2599		
5.0	2.511	2.511	0
5.5	2.7621		
6.0	3.0132	3.0132	0
6.5	3.2643		
7.0	3.5154	3.5154	0
7.5	3.7665		
8.0	4.0176	4.0176	0
8.5	4.2687		
9.0	4.5198	4.5198	0
9.5	4.7709		
10.0	5.022	5.022	0
10.5	7.06428		
11.0	7.43256	7.43256	0
11.5	7.80084		
12.0	8.16912	8.16912	0
12.5	8.5374		
13.0	8.90568	8.90568	0
13.5	9.27396		
14.0	9.64224	9.64224	0
14.5	10.01052		
15.0	10.3788	10.3788	0
15.5	12.27879		
16.0	12.88143	12.88143	0
16.5	13.48407		
17.0	14.08671	14.08671	0
17.5	14.68935		
18.0	15.29199	15.29199	0
18.5	15.89463		
19.0	16.49727	16.49727	0
19.5	17.09991		
20.0	19.6695	19.6695	0

勤続期間	現行	改正後	差
20.5	20.5065		
21.0	21.3435	21.3435	0
21.5	22.1805		
22.0	23.0175	23.0175	0
22.5	23.8545		
23.0	24.6915	24.6915	0
23.5	25.5285		
24.0	26.3655	26.3655	0
24.5	27.2025		
25.0	28.0395	28.0395	0
25.5	28.7091		
26.0	29.3787	29.3787	0
26.5	30.0483		
27.0	30.7179	30.7179	0
27.5	31.3875		
28.0	32.0571	32.0571	0
28.5	32.7267		
29.0	33.3963	33.3963	0
29.5	34.0659		
30.0	34.7355	34.7355	0
30.5	35.2377		
31.0	35.7399	35.7399	0
31.5	36.2421		
32.0	36.7443	36.7443	0
32.5	37.2465		
33.0	37.7487	37.7487	0
33.5	38.2509		
34.0	38.7531	38.7531	0
34.5	39.2553		
35.0	39.7575	39.7575	0
35.5	40.2597		
36.0	40.7619	40.7619	0
36.5	41.2641		
37.0	41.7663	41.7663	0
37.5	42.2685		
38.0	42.7707	42.7707	0
38.5	43.2729		
39.0	43.7751	43.7751	0
39.5	44.2773		
40.0	44.7795	44.7795	0
40.5	45.2817		
41.0	45.7839	45.7839	0
41.5	46.2861		
42.0	46.7883	46.7883	0
42.5	47.2905		
43.0~	47.709	47.709	0

## 別紙2「退職手当の基本額における退職事由の整理(案)」

支給率	(現行)	(見直し後)	
		取扱い	割増の適用
自己都合(8条)	(1) 自己都合退職	(変更なし)	
定年等(9条)	(2) 行政整理による退職	地方公務員法第28条第4項による免職(整理退職)	<b>あり</b>
	(3) 定年退職(勤務延長を含む)	(変更なし)	
	(4) 高齢退職(※1)	<b>廃止</b>	
	(5) 任期満了による退職	(変更なし)	
	(6) 公務上の死亡退職	(変更なし)	<b>あり</b>
	(7) 公務上の傷病退職	(変更なし)	<b>あり</b>
	(8) 通勤災害による死亡退職	(変更なし)	<b>あり</b>
	(9) 通勤災害による傷病退職	(変更なし)	<b>あり</b>
	(10) 死亡退職((6),(8)以外)(※2)	(変更なし)	
	(11) 休職満了	(変更なし)	
	(12) 勸奨を受けて退職する者であって在職中の功績が顕著であるもの	<b>廃止</b>	
	(13) 人事刷新のための退職	<b>廃止</b>	
	(14) —	応募認定退職(1号) <b>【新設】</b>	<b>あり</b>
	(15) —	従来定年に達した日以後その者の非違によることない退職 <b>【新設】</b>	
	(16) —	その者の事情によらず引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの <b>【新設】</b>	

※1 高齢退職とは、従来定年から5年を減じた年齢に到達した日以降の月末退職をいう。

※2 死亡退職((6),(8)以外)には、神戸市退職手当条例施行規則における①任期満了日の死亡退職、

②死亡日の年齢が任命権者が定める年齢に達している場合の死亡退職を含むものとする。